

## 第4章 介護サービス基盤の整備等

この章の見込みは、市町村介護保険事業計画の推計値を集計したものです。市町村の推計値は、これまでの給付実績等をもとに75歳以上の後期高齢者数や要支援・要介護認定者数の伸び等を勘案して算出されています。推計は、計画期間の3年間に加え、令和7(2025)年度及び令和22(2040)年度についても行い、中長期的な見通しを立てています。

県では、市町村と連携し、サービスの質の向上を図るとともに、必要なサービス量の充足に向け、事業者に参加を働きかけるなどの取組を行います。

### I 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み等

予防給付と介護給付の対象となるサービスについて、これまでの利用実績や要介護者等の増加を勘案して、サービスの種類ごとにどのくらいのサービス量が必要となるかを年度ごとに推計したものです。

#### 1 予防給付・介護給付別のサービス利用見込み

##### (1) 予防給付

##### 【予防給付におけるサービスの利用見込み】

区 分	単位	令和2年度 (2020)	第8期計画			令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		
(1) 介護予防サービス							
介護予防訪問入浴介護	回/月	62	51	66	82	98	113
介護予防訪問看護	回/月	10,789	11,146	11,447	11,643	12,045	12,751
介護予防訪問リハビリテーション	回/月	2,566	2,652	2,756	2,837	2,935	3,071
介護予防居宅療養管理指導	人/月	760	768	790	806	831	871
介護予防通所リハビリテーション	人/月	4,558	4,712	4,784	4,862	5,015	5,253
介護予防短期入所生活介護	日/月	905	1,010	1,057	1,115	1,123	1,151
介護予防短期入所療養介護	日/月	34	86	91	96	98	99
介護予防福祉用具貸与	千円/年	878,712	918,738	952,460	979,521	1,003,749	1,051,171
特定介護予防福祉用具販売	千円/年	69,999	71,847	73,963	74,884	77,628	82,021
介護予防住宅改修	千円/年	303,783	337,475	353,444	368,156	383,877	398,227
介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	647	681	710	729	756	788
(2) 地域密着型介護予防サービス							
介護予防認知症対応型通所介護	回/月	102	116	122	124	129	134
介護予防防小規模多機能型居宅介護	人/月	505	533	541	551	548	583
介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	20	24	27	29	29	30
(3) 介護予防支援	人/月	14,355	15,017	15,556	16,070	16,992	19,043

## (2) 介護給付

## 【介護給付におけるサービスの利用見込み】

区 分	単位	令和2年度 (2020)	第8期計画			令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		
(1) 居宅サービス							
訪問介護	回/月	248,656	253,530	263,090	272,236	276,998	309,876
訪問入浴介護	回/月	2,883	2,939	3,070	3,208	3,202	3,786
訪問看護	回/月	65,034	69,528	73,556	77,653	80,093	89,447
訪問リハビリテーション	回/月	16,364	17,558	18,440	19,190	20,270	22,913
居宅療養管理指導	人/月	11,129	11,619	12,069	12,452	12,722	14,055
通所介護	回/月	215,909	225,125	235,222	244,553	252,129	276,163
通所リハビリテーション	回/月	81,881	83,188	85,108	87,184	88,868	100,779
短期入所生活介護	日/月	71,592	73,365	75,643	77,975	79,263	89,700
短期入所療養介護	日/月	4,958	5,320	5,423	5,578	5,619	5,963
福祉用具貸与	千円/年	4,752,379	4,880,601	5,068,329	5,267,131	5,391,300	6,230,302
特定福祉用具販売	千円/年	187,416	190,283	194,320	198,255	209,377	243,095
住宅改修	千円/年	400,903	431,245	439,629	448,592	454,068	519,460
特定施設入居者生活介護	人/月	4,176	4,325	4,552	4,658	4,837	5,462
(2) 地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	280	318	371	411	451	558
夜間対応型訪問介護	人/月	2	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	回/月	62,224	65,277	67,103	69,663	71,584	79,471
認知症対応型通所介護	回/月	8,657	9,334	9,715	10,026	10,028	11,136
小規模多機能型居宅介護	人/月	3,299	3,509	3,604	3,679	3,817	4,268
看護小規模多機能型居宅介護	人/月	258	390	475	523	572	668
認知症対応型共同生活介護	人/月	5,112	5,188	5,295	5,388	5,557	6,273
地域密着型特定施設入居者生活介護	人/月	180	183	198	215	224	258
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月	2,102	2,195	2,225	2,282	2,322	2,647
(3) 施設サービス							
介護老人福祉施設	人/月	9,574	9,772	9,872	9,941	10,377	11,477
介護老人保健施設	人/月	6,497	6,548	6,591	6,629	6,928	7,729
介護医療院	人/月	586	792	827	933	979	1,041
介護療養型医療施設	人/月	287	163	138	49		
(4) 居宅介護支援	人/月	43,113	44,013	45,013	46,050	47,116	51,629

## 2 給付費見込み額

計画期間中の給付費のうち、在宅系サービス（訪問介護、通所介護等）が最も多く、令和5（2023）年度には934億円になると見込まれます。また、施設系サービス（介護老人福祉施設、介護老人保健施設等）は658億円、居住系サービス（特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護等）は283億円になると見込まれます。

区分	単位	令和2年度 (2020)	第8期計画			令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		
在宅系サービス	給付費(千円)	82,550,537	86,709,106	90,208,994	93,381,868	95,923,413	106,988,226
	構成比	48.2%	48.7%	49.3%	49.8%	49.6%	49.5%
施設系サービス	給付費(千円)	62,708,774	64,469,042	65,119,974	65,763,493	68,348,615	76,183,101
	構成比	36.6%	36.2%	35.6%	35.1%	35.3%	35.2%
居住系サービス	給付費(千円)	26,058,169	26,793,286	27,717,612	28,313,808	29,300,032	33,107,315
	構成比	15.2%	15.1%	15.1%	15.1%	15.1%	15.3%
合計		171,317,480	177,971,434	183,046,580	187,459,169	193,572,060	216,278,642

資料：市町村介護保険事業計画における給付費（見込み）を集計したもの

※施設系サービス：介護保険施設及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

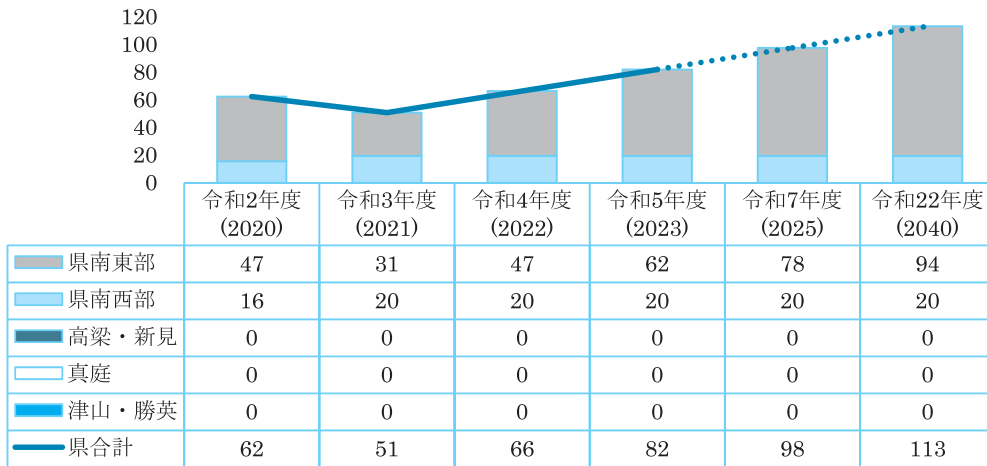
※居住系サービス：特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、  
認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護  
及び地域密着型特定施設入居者生活介護

### 3 圏域ごと・サービスの種類ごとの量の見込み

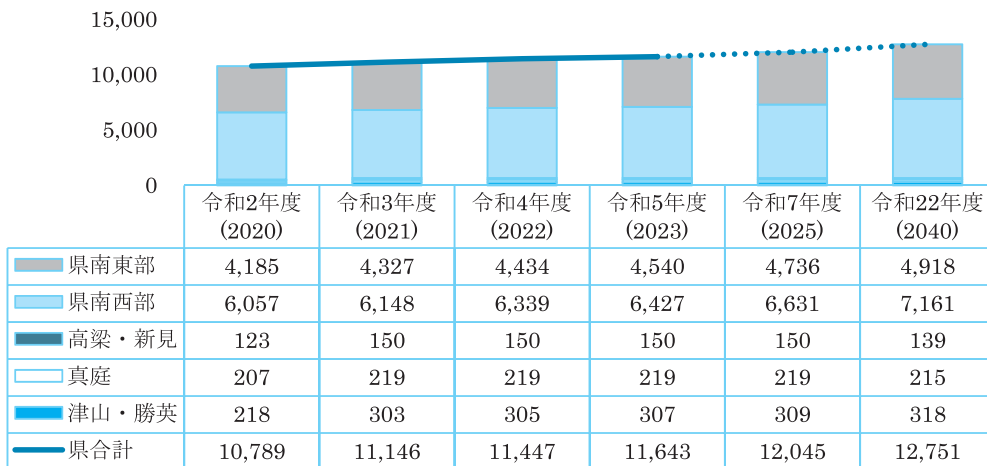
#### (1) 予防給付

##### ① 介護予防サービス（福祉用具関係を除く。）

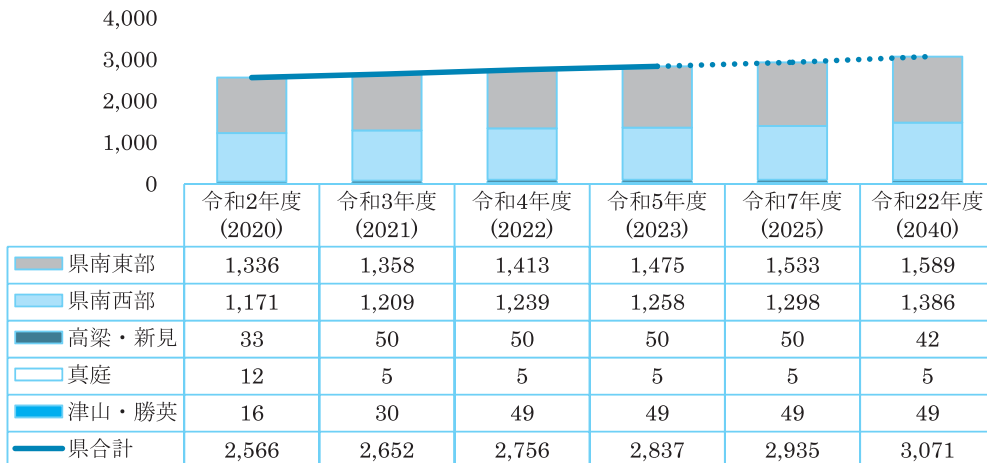
介護予防訪問入浴介護（単位：回／月）



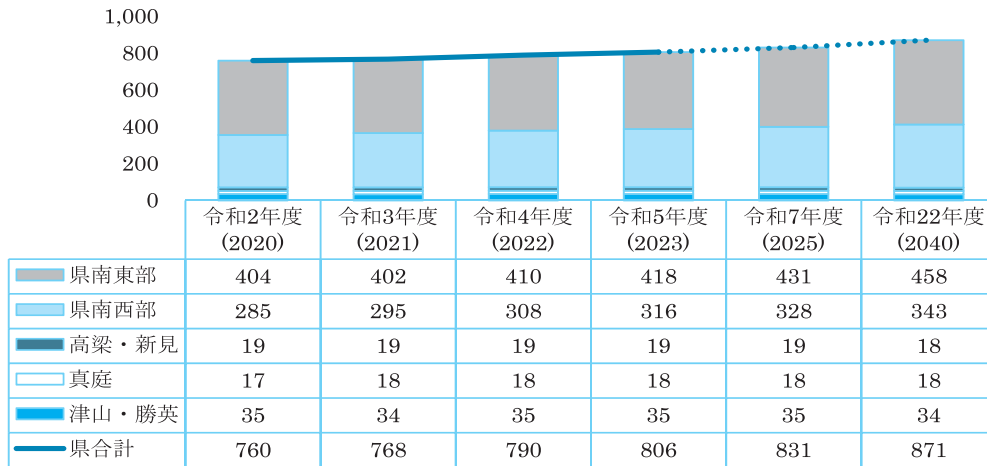
介護予防訪問看護（単位：回／月）



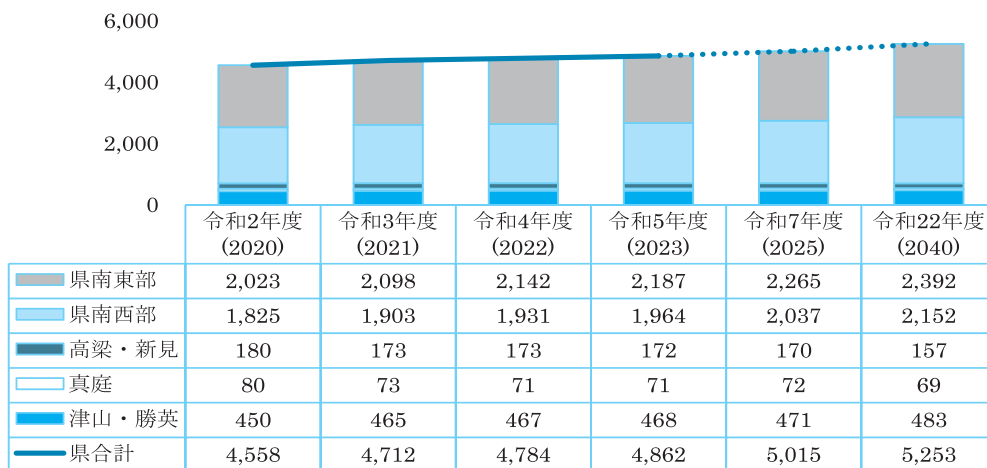
介護予防訪問リハビリテーション（単位：回／月）



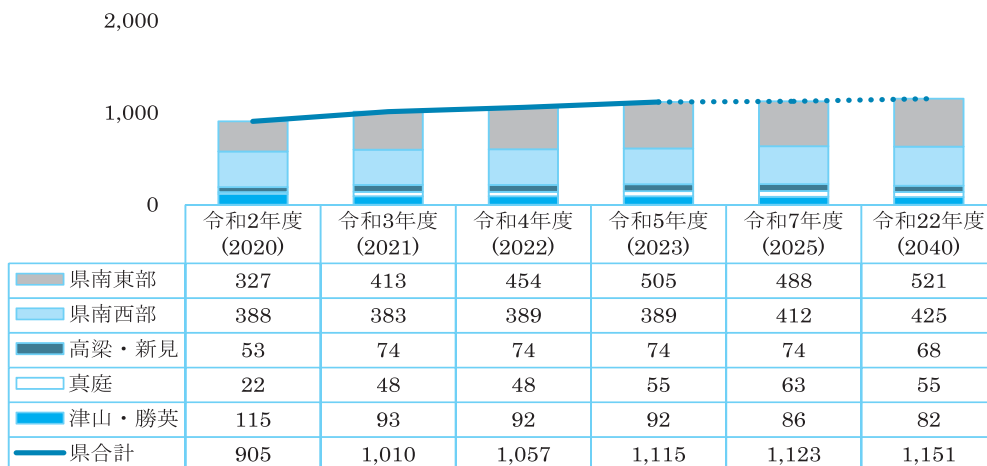
介護予防居宅療養管理指導（単位：人／月）



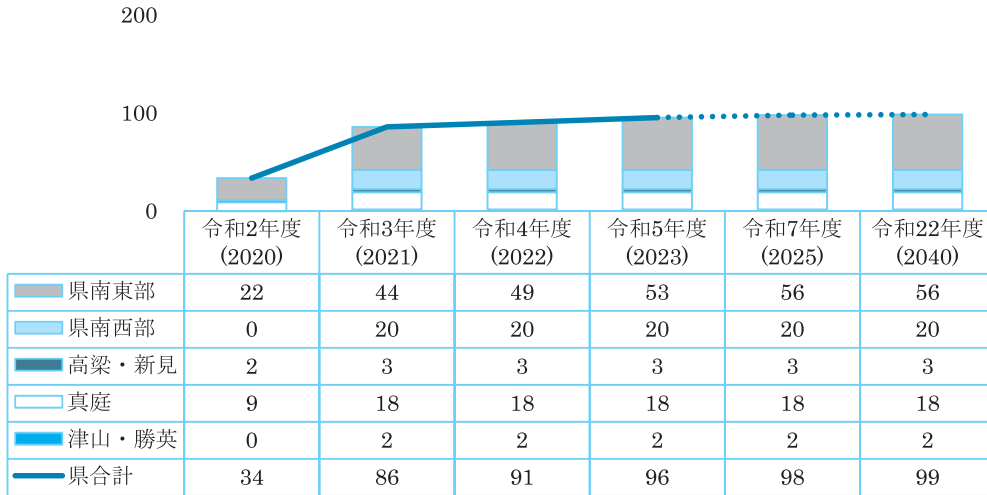
介護予防通所リハビリテーション（単位：人／月）



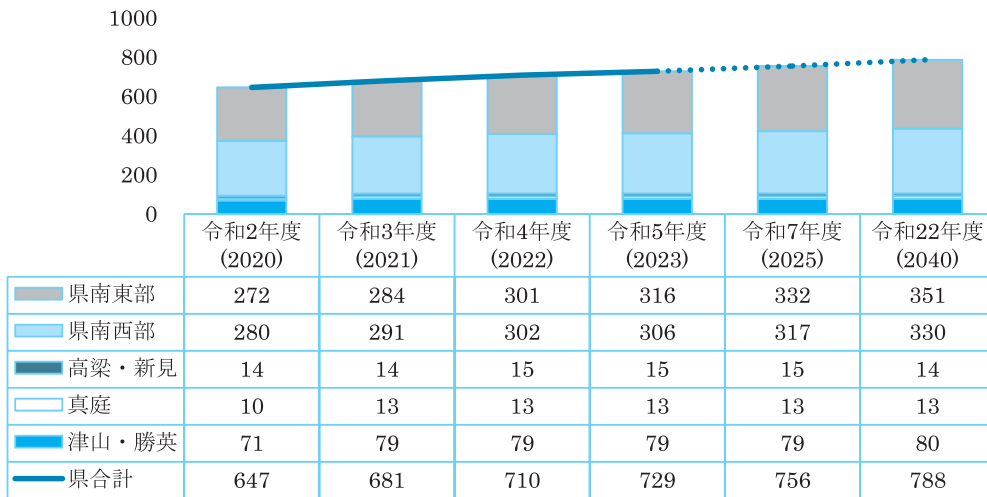
介護予防短期入所生活介護（単位：日／月）



介護予防短期入所療養介護（単位：日／月）

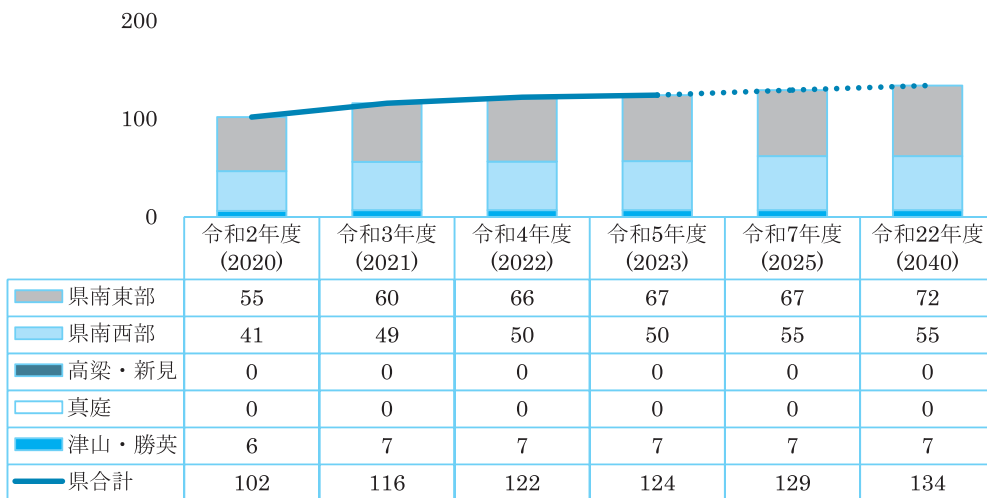


介護予防特定施設入居者生活介護（単位：人／月）

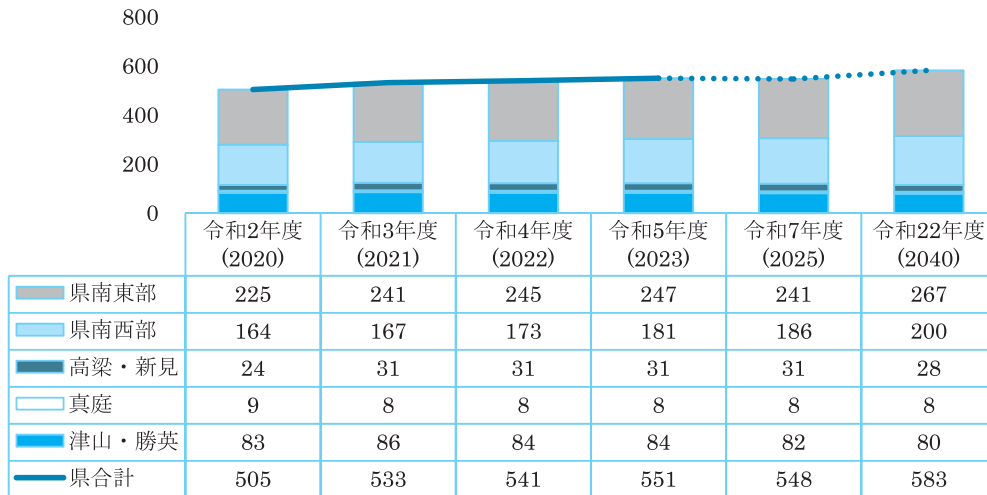


② 地域密着型介護予防サービス

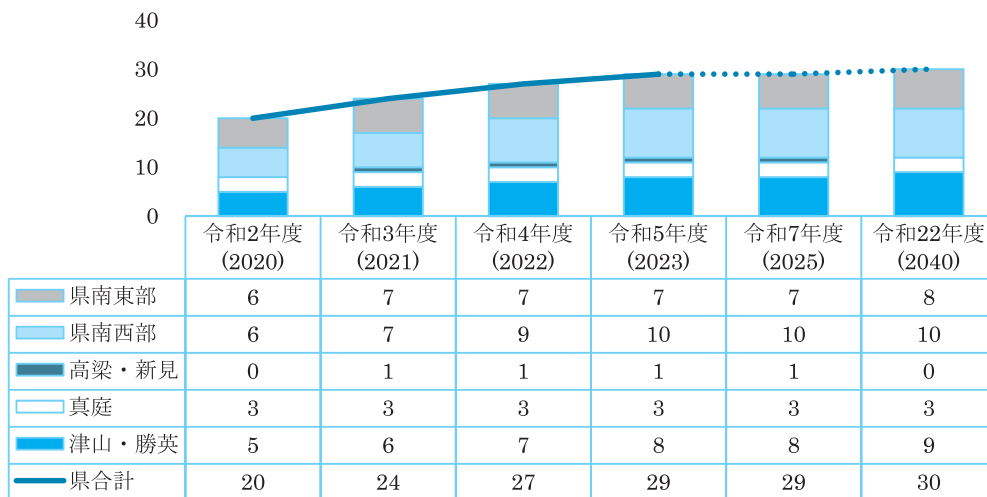
介護予防認知症対応型通所介護（単位：回／月）



介護予防小規模多機能型居宅介護（単位：人／月）

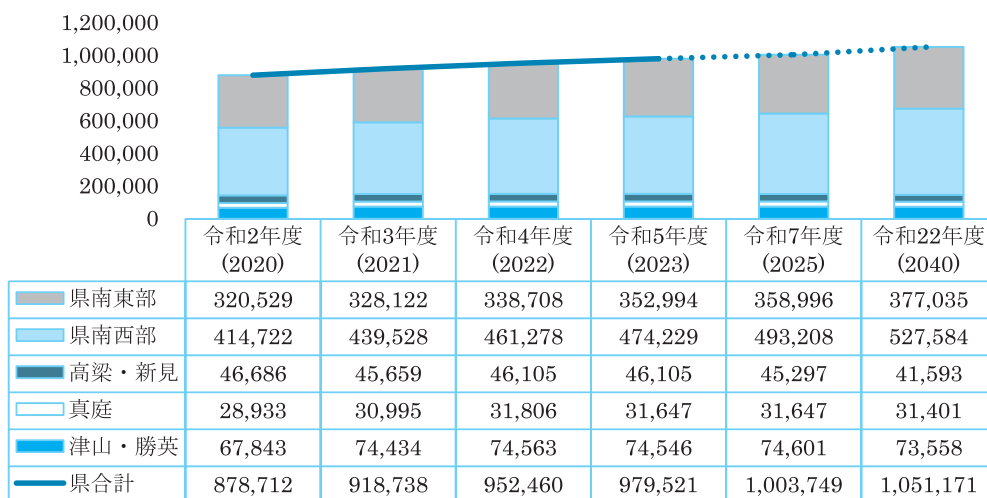


介護予防認知症対応型共同生活介護（単位：人／月）

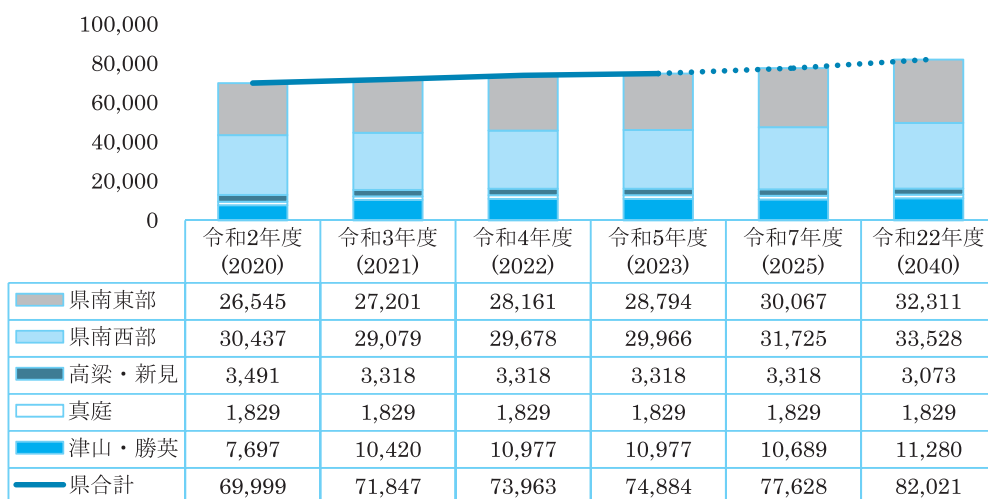


③ 福祉用具・住宅改修

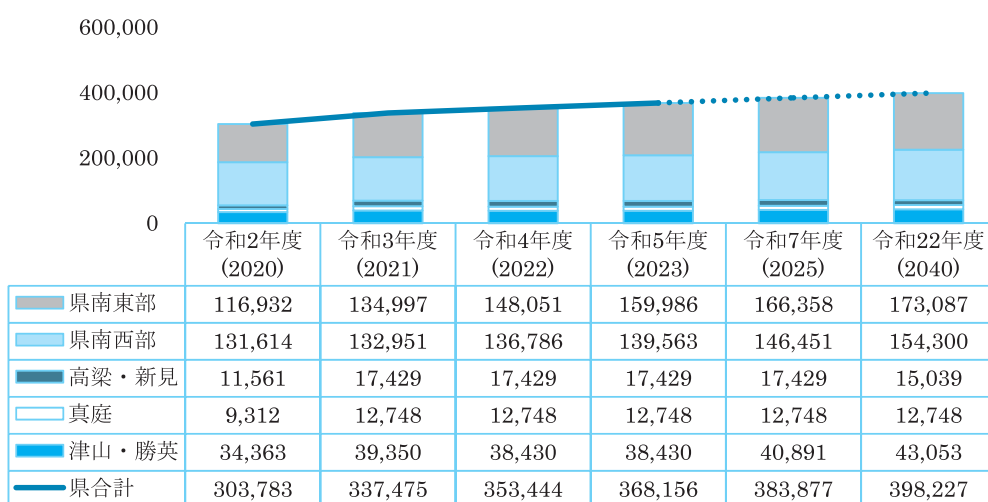
介護予防福祉用具貸与（単位：千円／年）



特定介護予防福祉用具販売（単位：千円／年）

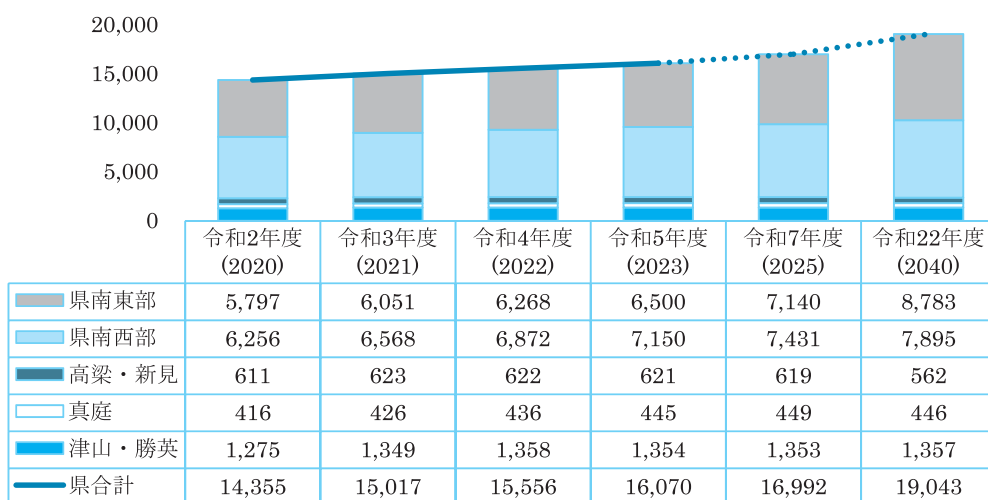


介護予防住宅改修（単位：千円／年）



#### ④ 介護予防支援

介護予防支援（単位：人／月）



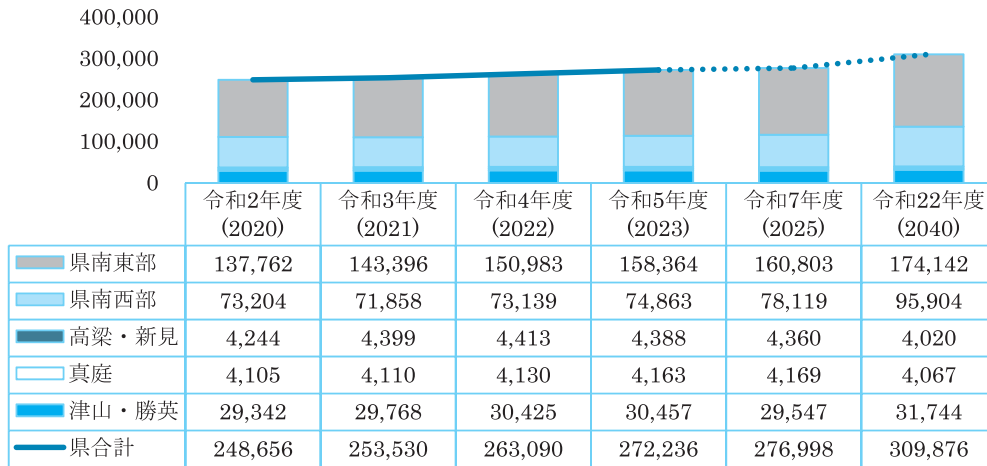
注：端数処理のため、圏域の合計と県合計欄の数値が一致しない場合がある。



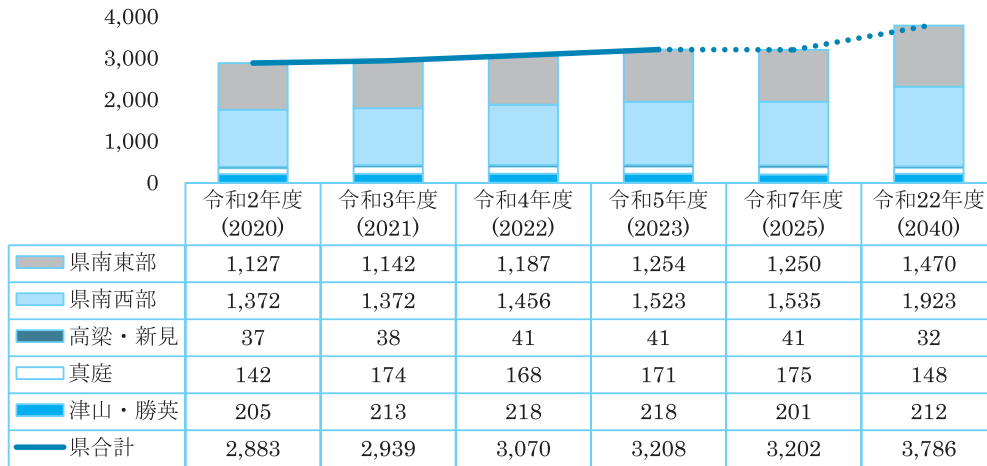
(2) 介護給付

① 居宅サービス（福祉用具関係を除く。）

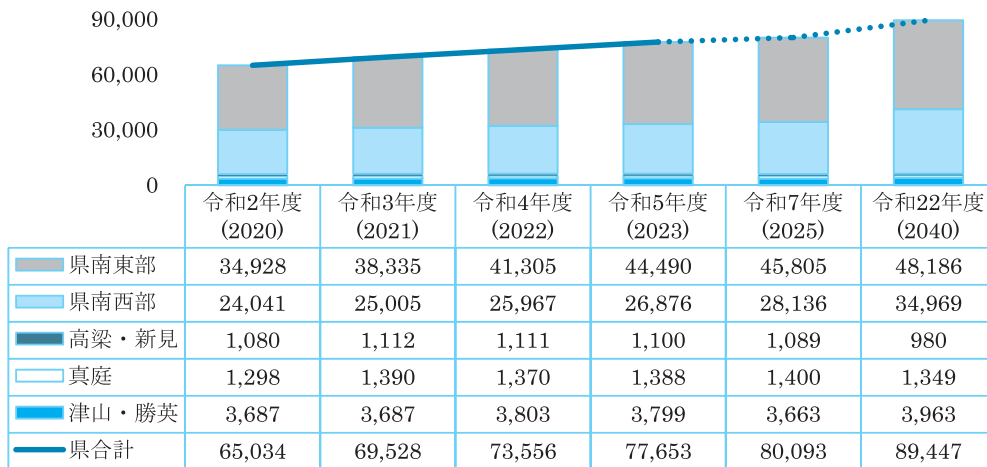
訪問介護（単位：回／月）



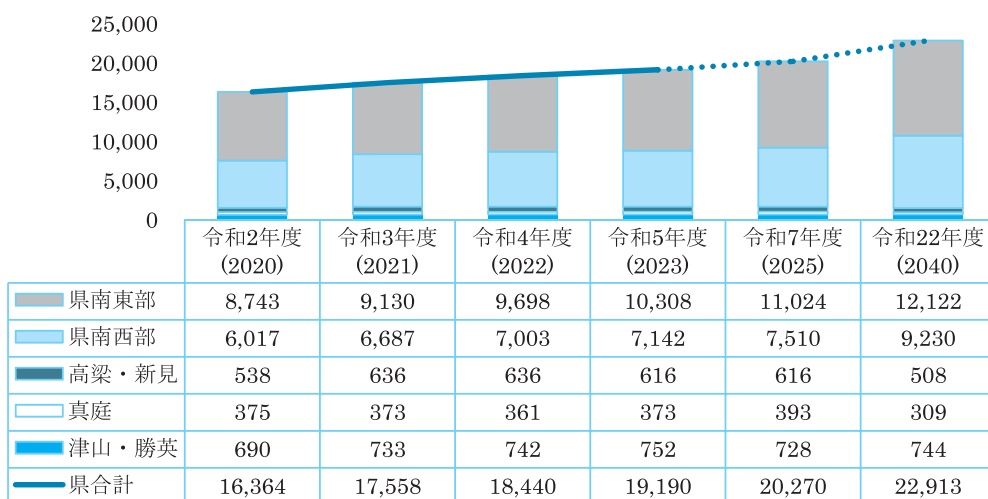
訪問入浴介護（単位：回／月）



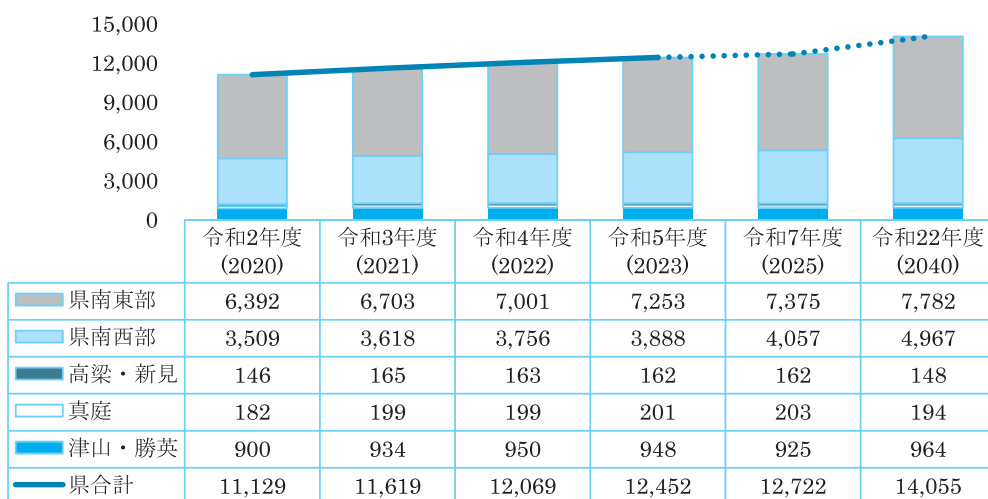
訪問看護（単位：回／月）



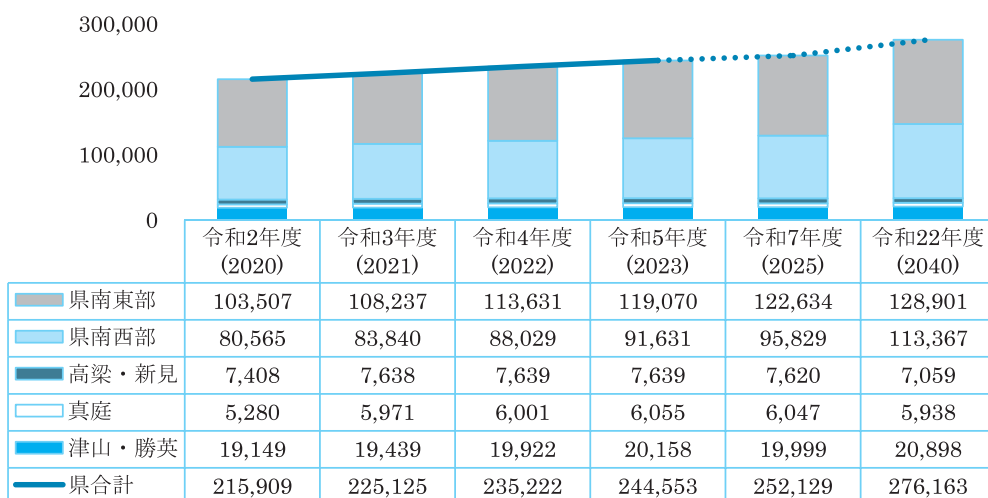
訪問リハビリテーション（単位：回／月）



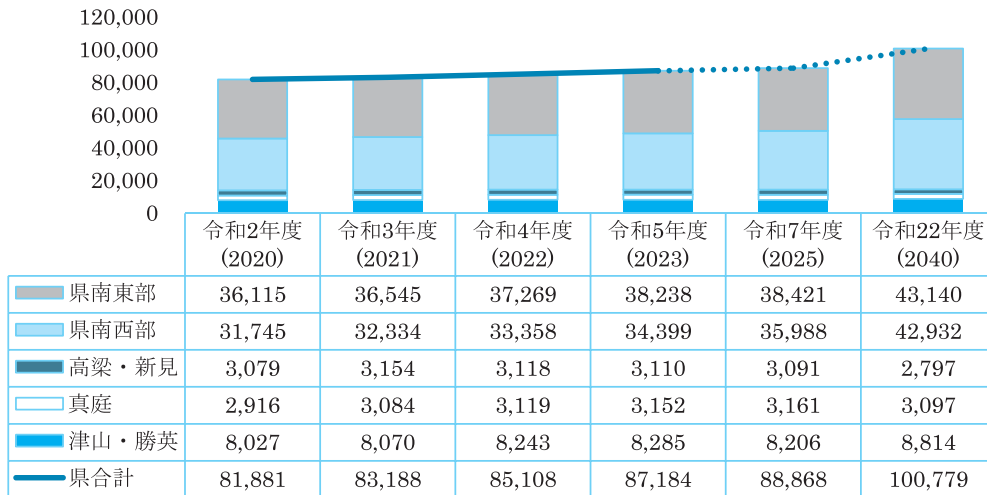
居宅療養管理指導（単位：人／月）



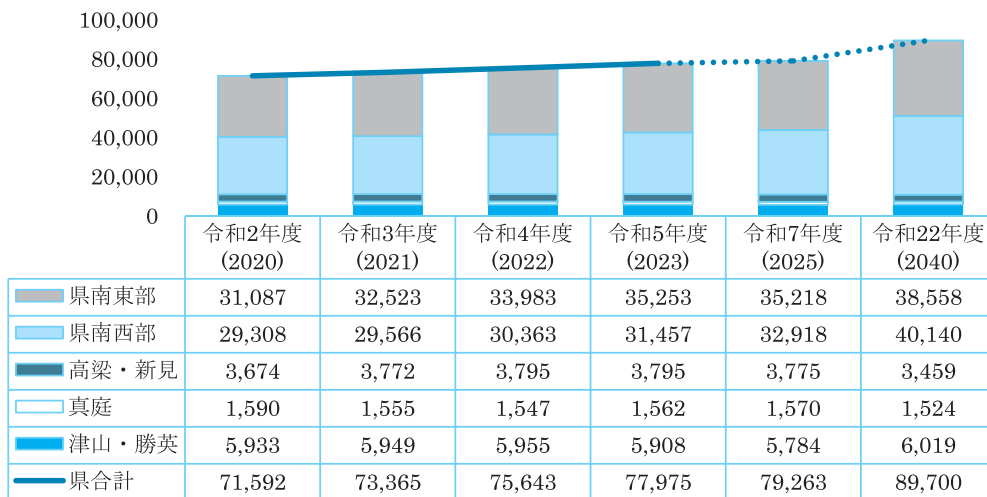
通所介護（単位：回／月）



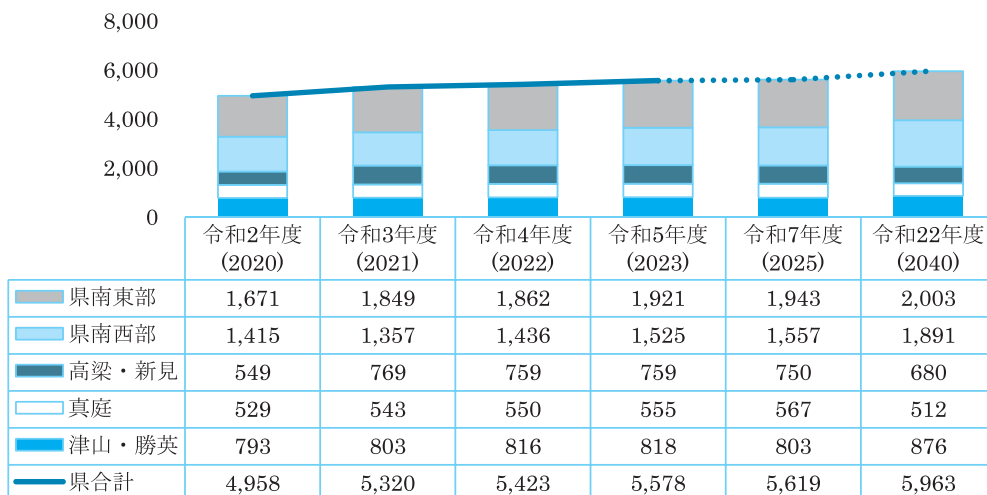
通所リハビリテーション（単位：回／月）



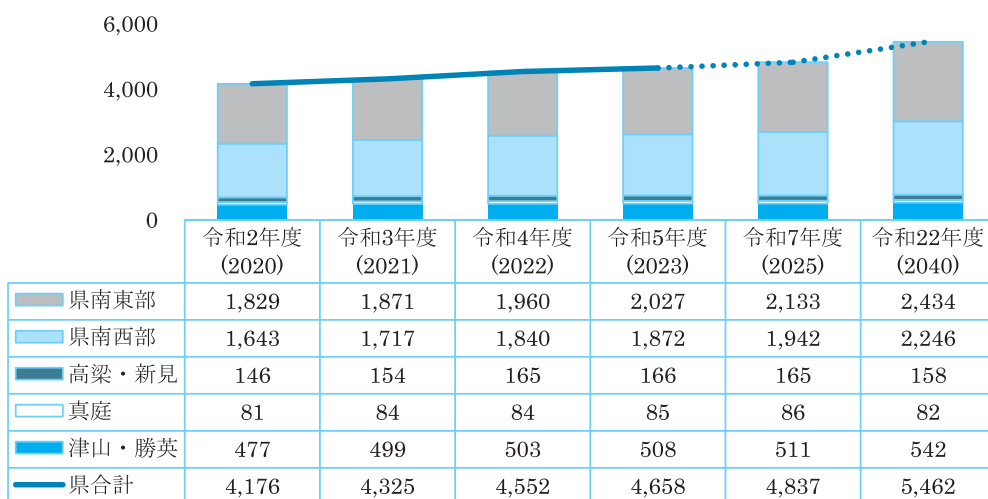
短期入所生活介護（単位：日／月）



短期入所療養介護（単位：日／月）

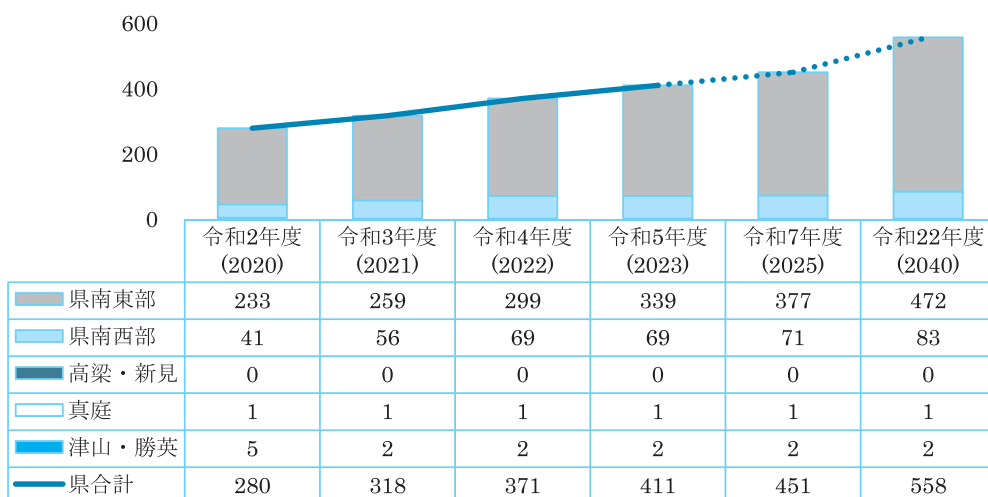


特定施設入居者生活介護（単位：人／月）

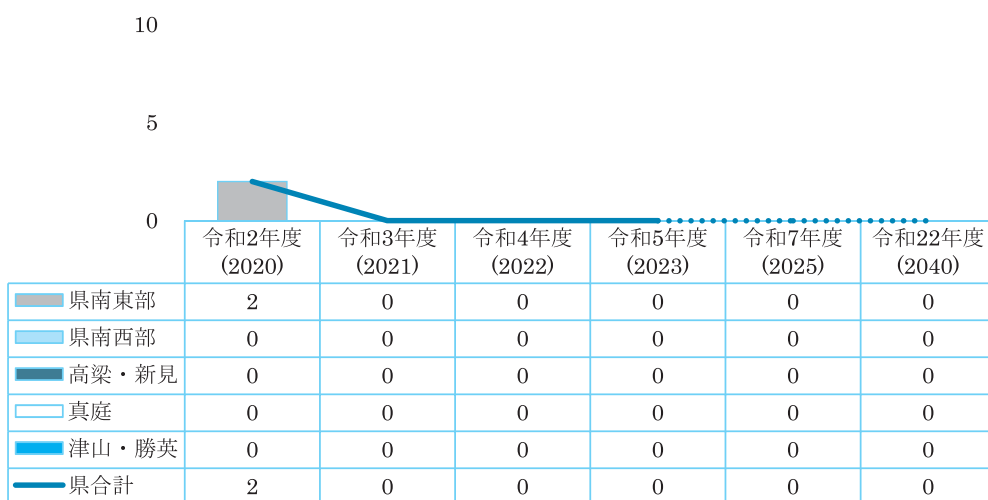


② 地域密着型サービス

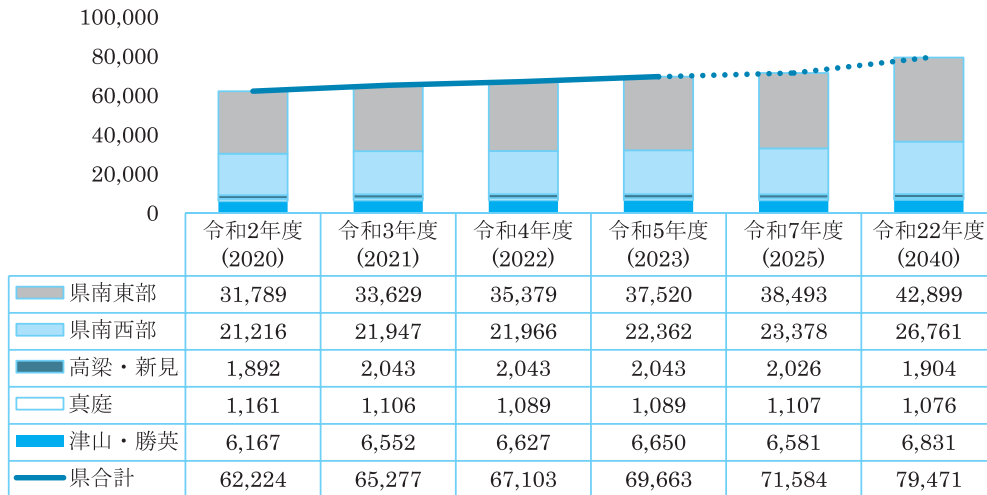
定期巡回・随時対応型訪問介護看護（単位：人／月）



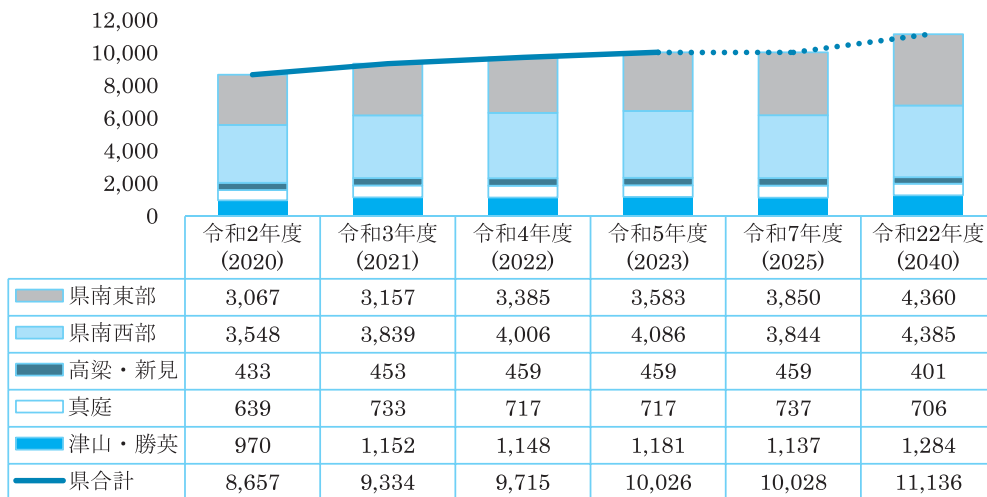
夜間対応型訪問介護（単位：人／月）



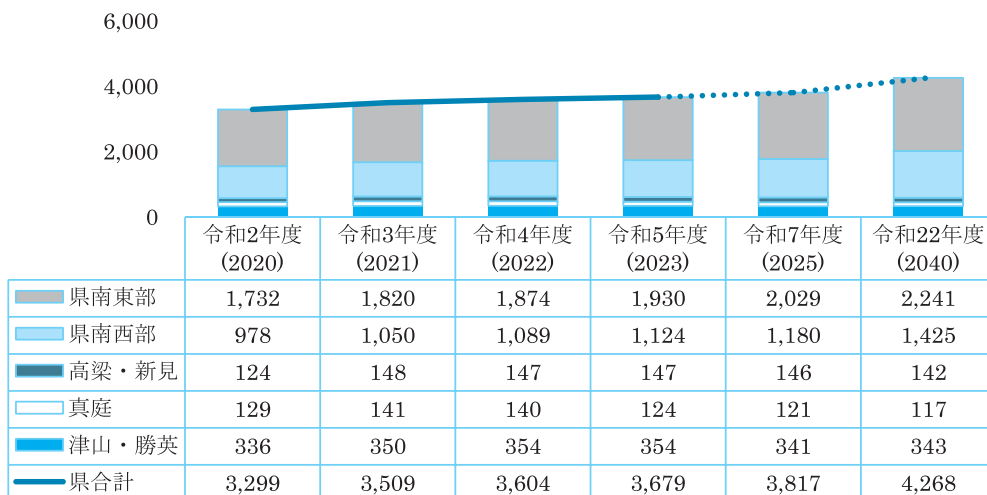
地域密着型通所介護（単位：回／月）



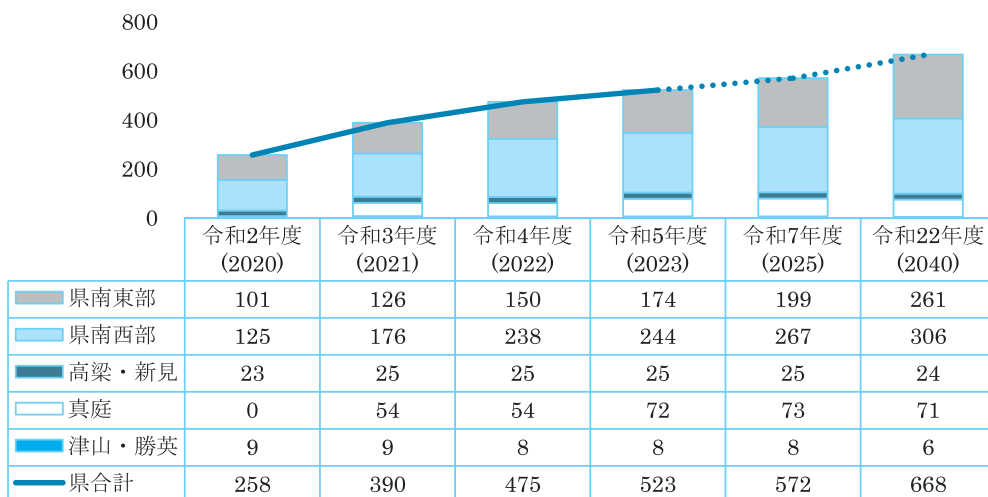
認知症対応型通所介護（単位：回／月）



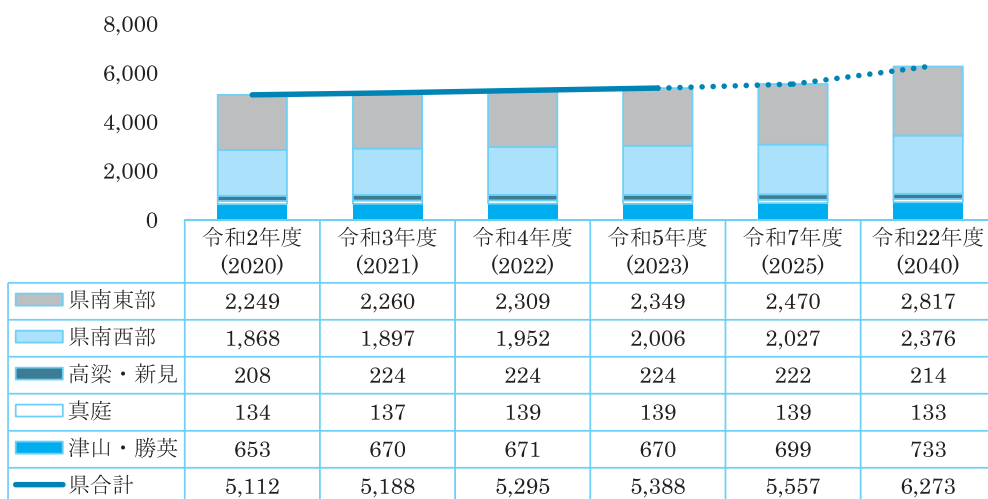
小規模多機能型居宅介護（単位：人／月）



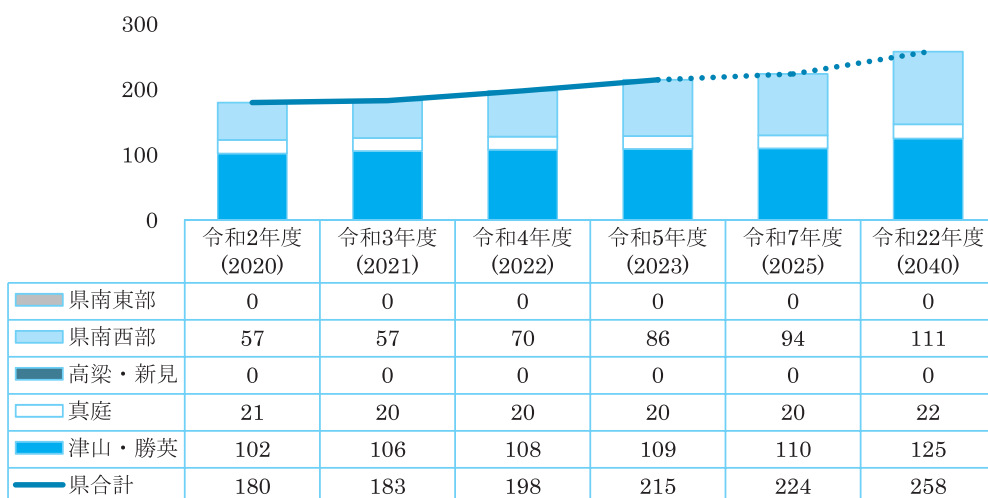
看護小規模多機能型居宅介護（単位：人／月）



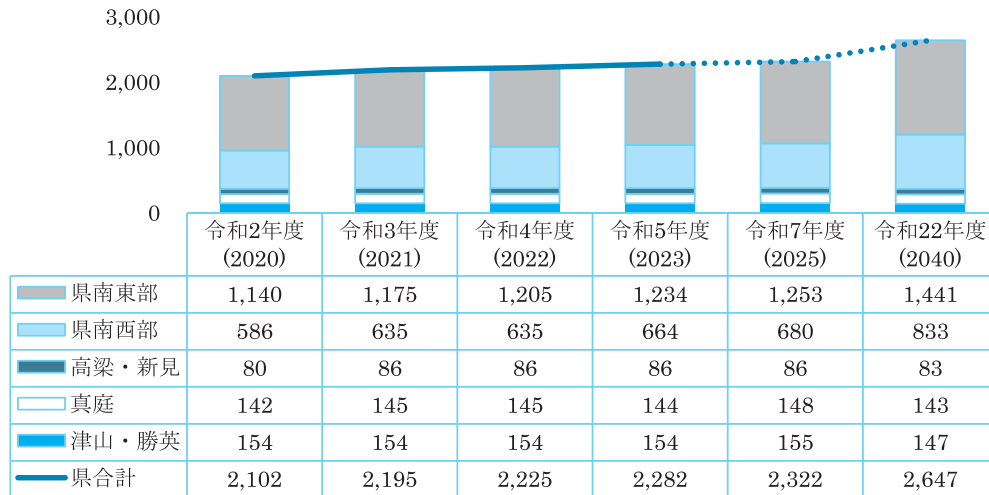
認知症対応型共同生活介護（単位：人／月）



地域密着型特定施設入居者生活介護（単位：人／月）

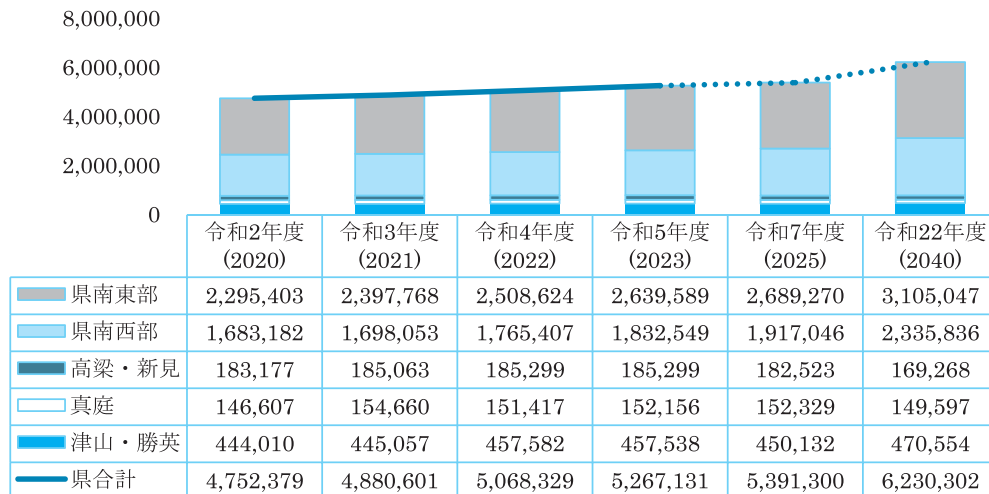


地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（単位：人／月）

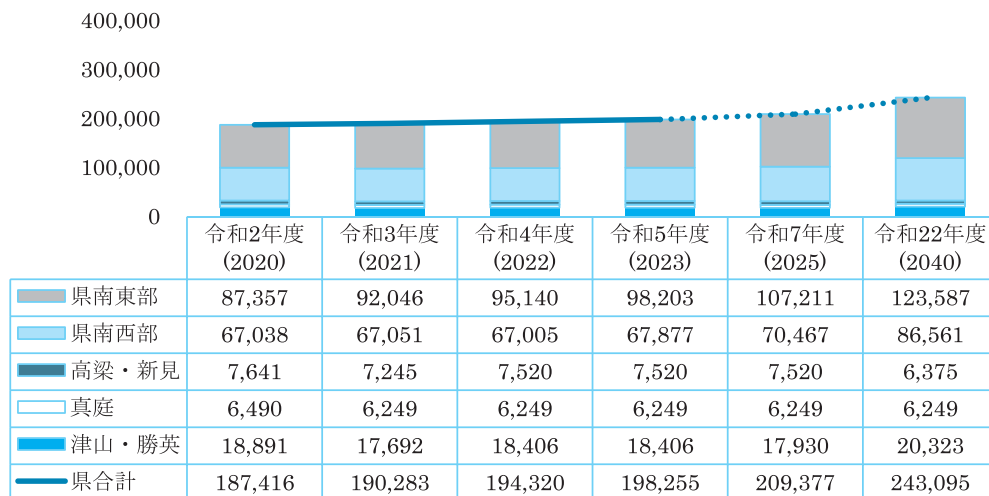


③ 福祉用具・住宅改修

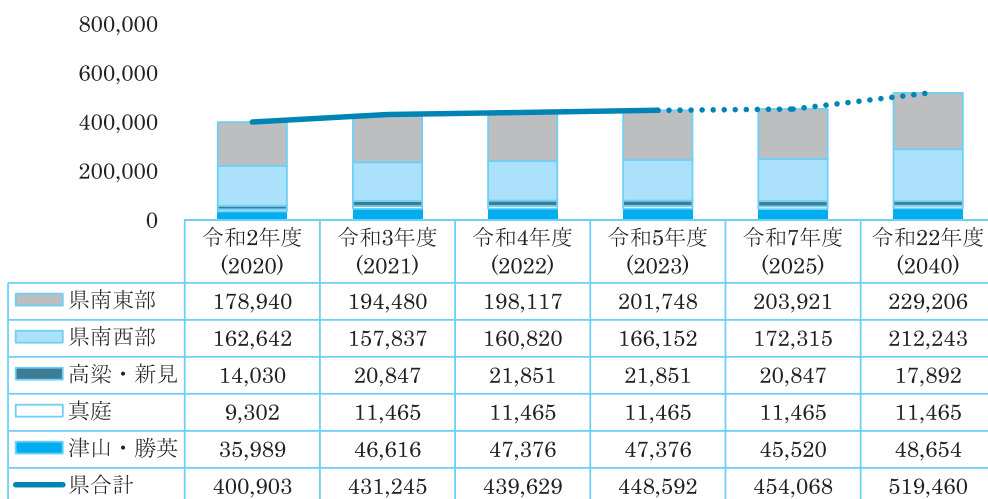
福祉用具貸与（単位：千円／年）



特定福祉用具販売（単位：千円／年）

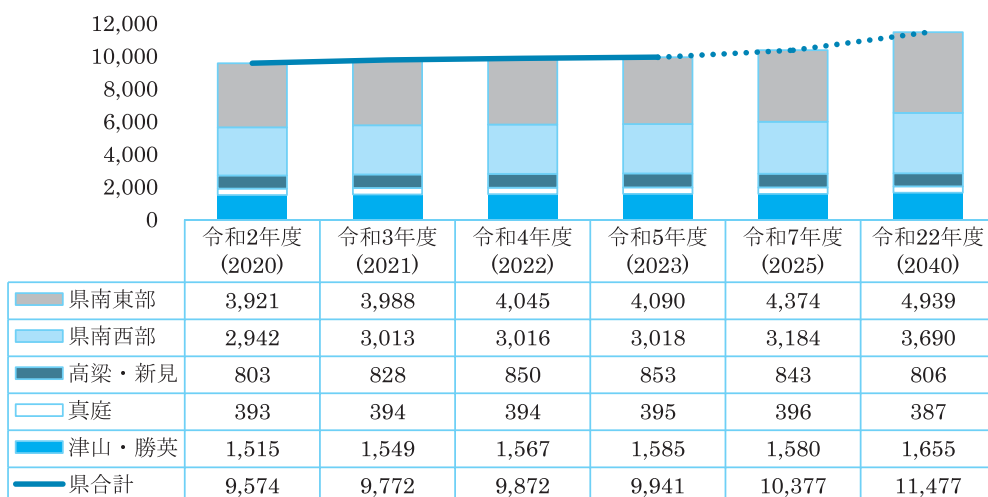


住宅改修（単位：千円／年）

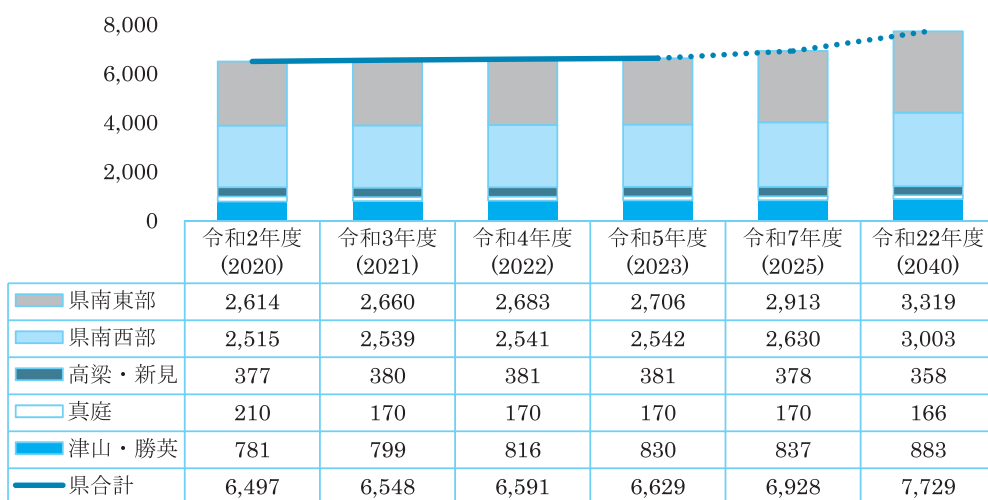


## ④ 施設サービス

介護老人福祉施設（単位：人／月）

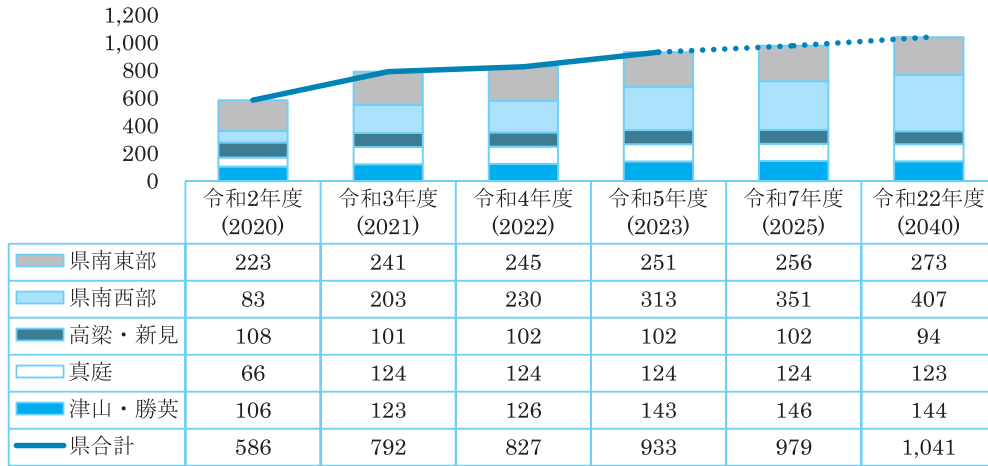


介護老人保健施設（単位：人／月）

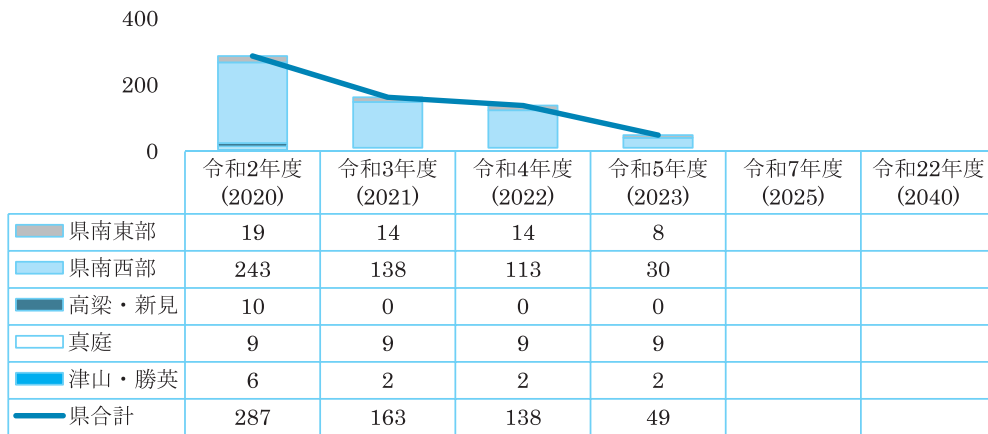




介護医療院（単位：人／月）

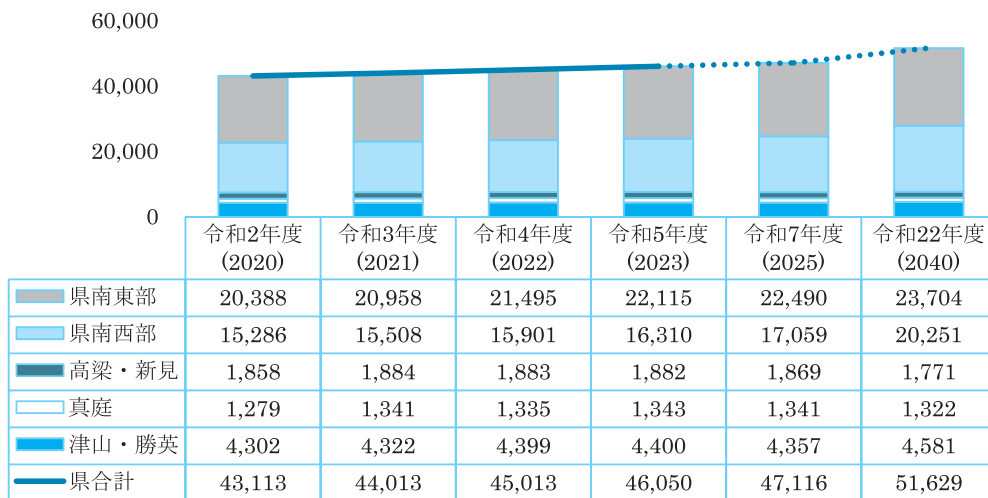


介護療養型医療施設（単位：人／月）



### ⑤ 居宅介護支援

居宅介護支援（単位：人／月）



注：端数処理のため、圏域の合計と県合計欄の数値が一致しない場合がある。

## II 介護保険施設等の必要入所（利用）定員総数等

施設系のサービスには、広域型（施設サービス）の介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設）と、地域密着型サービスの地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護があります。

居住系のサービスには、広域型（居宅サービス）の特定施設入居者生活介護と、地域密着型サービスの認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護があります。

広域型の介護保険施設等は県が、地域密着型の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護等は市町村が、それぞれ定める必要入所（利用）定員総数の範囲内で計画的に整備を進めています。

また、介護保険施設と地域密着型介護老人福祉施設については、生活環境をよりよいものとするため、ユニット型施設の整備を進めています。

### 1 介護保険施設及び特定施設入居者生活介護の必要入所（利用）定員総数

地域包括ケアシステムの構築を推進する観点から、市町村介護保険事業計画を基に、県内の5つの圏域ごとに介護保険施設の必要入所定員総数と特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数を定めています。これを超える定員増については、施設等に係る指定（許可、認可）をしないこととします。

なお、介護療養型医療施設（介護療養病床）及び医療療養病床が介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院又は特定施設入居者生活介護に転換する場合における当該転換に伴う定員の増加分は、必要入所（利用）定員総数に含めないこととします。

また、介護老人保健施設（平成18（2006）年7月1日から平成30（2018）年3月31日までに介護療養型医療施設及び医療療養病床から転換して介護保健施設サービスの事業を行う施設として許可を受けたものに限る。以下この章において「介護療養型老人保健施設」という。）が介護医療院に転換する場合における当該転換に伴う定員の増加分は、必要入所定員総数に含めないこととします。

#### (1) 介護老人福祉施設

入所定員が30人以上の特別養護老人ホームで、要介護者のための生活施設です。

地域密着型介護老人福祉施設（入所定員が29人以下の特別養護老人ホーム）の充実を基本とした上で、令和7（2025）年及び令和22（2040）年を見据え、県全域の状況を勘案して、必要入所定員総数を定めています。

#### (2) 介護老人保健施設

要介護者にリハビリテーション等を提供し、在宅復帰を目指し在宅療養支援を行う施設です。

令和7（2025）年及び令和22（2040）年を見据え、県全域の状況を勘案して、必要

入所定員総数を定めています。

### (3) 介護医療院

医療の必要な要介護者の長期療養・生活施設であり、平成30(2018)年度に創設されました。

必要入所定員総数に含めない介護療養型医療施設(介護療養病床)、医療療養病床及び介護療養型老人保健施設からの転換を進めることとして、必要入所定員総数を定めています。

### (4) 介護療養型医療施設

令和5(2023)年度末が廃止期限であることから、介護医療院や医療療養病床等への転換の予定等を踏まえて必要入所定員総数を定め、転換を進めます。

### (5) 介護専用型特定施設入居者生活介護

地域密着型特定施設入居者生活介護の充実を基本とした上で、令和7(2025)年及び令和22(2040)年を見据え、県全域の状況を勘案して、必要利用定員総数を定めています。

特定施設入居者生活介護とは、指定を受けた特定施設が、入居する要介護者等に介護サービスを提供するものです。なお、指定を受けていない特定施設に入居する要介護者等は、自宅に居住する要介護者等と同様に介護サービスを受けることができます。

特定施設とは、有料老人ホーム(該当するサービス付き高齢者向け住宅を含む。)、軽費老人ホーム及び養護老人ホームです。

特定施設のうち、入居者が要介護者とその配偶者等に限られるものが介護専用型特定施設で、それ以外が混合型特定施設です。介護専用型特定施設のうち、入居定員が29人以下のものが地域密着型特定施設です。

### (6) 混合型特定施設入居者生活介護

令和7(2025)年及び令和22(2040)年を見据え、県全域の状況を勘案して、必要利用定員総数を定めています。

推定利用定員(自立・要支援者の入居割合を考慮し、混合型特定施設入居者生活介護の事業が行われる特定施設の入居定員に県が定める係数を乗じて算出した数)の総数がこれを超える場合には、事業者の指定をしないこととします。

推定利用定員の算出に用いる係数は、本県では、厚生労働省令で定められた上限である70%とします。

なお、養護老人ホームが特定施設入居者生活介護に係る指定を受ける場合は、本計画の必要利用定員総数には含めないこととします。

【広域型施設・居住系サービスの年度別必要入所（利用）定員総数（圏域別）】

① 施設サービス

(単位：人)

圏域	区 分	現在の入所 定員総数	第8期計画			第8期中 の増減
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	
県南東部	介護老人福祉施設	4,219	4,219	4,219	4,219	0
	介護老人保健施設	2,942	2,942	2,942	2,942	0
	介護医療院	0 (272)	0 (272)	0 (272)	0 (278)	0 (6)
	介護療養型医療施設	22	22	17	0	△ 22
	計	7,183 (7,455)	7,183 (7,455)	7,178 (7,450)	7,161 (7,439)	△ 22 (△ 16)
県南西部	介護老人福祉施設	3,025	3,025	3,025	3,025	0
	介護老人保健施設	2,477	2,477	2,477	2,477	0
	介護医療院	0 (170)	0 (281)	0 (365)	0 (365)	0 (195)
	介護療養型医療施設	203	116	20	0	△ 203
	計	5,705 (5,875)	5,618 (5,899)	5,522 (5,887)	5,502 (5,867)	△ 203 (△ 8)
高梁・新見	介護老人福祉施設	740	740	740	740	0
	介護老人保健施設	320	320	320	320	0
	介護医療院	0 (72)	0 (72)	0 (72)	0 (72)	0 (0)
	介護療養型医療施設	0	0	0	0	0
	計	1,060 (1,132)	1,060 (1,132)	1,060 (1,132)	1,060 (1,132)	0 (0)
真庭	介護老人福祉施設	415	415	415	415	0
	介護老人保健施設	130	130	130	130	0
	介護医療院	0 (108)	0 (108)	0 (108)	0 (119)	0 (11)
	介護療養型医療施設	11	11	11	0	△ 11
	計	556 (664)	556 (664)	556 (664)	545 (664)	△ 11 (0)
津山・勝英	介護老人福祉施設	1,419	1,419	1,419	1,419	0
	介護老人保健施設	693	693	693	693	0
	介護医療院	0 (97)	0 (139)	0 (155)	0 (155)	0 (58)
	介護療養型医療施設	0	0	0	0	0
	計	2,112 (2,209)	2,112 (2,251)	2,112 (2,267)	2,112 (2,267)	0 (58)
県計	介護老人福祉施設	9,818	9,818	9,818	9,818	0
	介護老人保健施設	6,562	6,562	6,562	6,562	0
	介護医療院	0 (719)	0 (872)	0 (972)	0 (989)	0 (270)
	介護療養型医療施設	236	149	48	0	△ 236
	計	16,616 (17,335)	16,529 (17,401)	16,428 (17,400)	16,380 (17,369)	△ 236 (34)

※「現在の入所定員総数」には、第7期計画分として令和2(2020)年度までに整備に着手し、令和3(2021)年度以降に指定する見込のものを含む。

※「必要入所定員総数」には、療養病床等からの転換に伴う入所定員の増加分を含まない。

- ・介護療養型医療施設及び医療療養病床が介護保険施設に転換する場合
- ・介護療養型老人保健施設が介護医療院に転換する場合

※「介護医療院」及び「計」の括弧内の数は、療養病床等からの転換に伴う入所定員の増加分を必要入所定員総数に加えたものを参考として示したもの

## ② 居住系サービス

(単位：人)

圏域	区 分	現在の利用 定員総数	第8期計画			第8期中 の増減
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	
県南東部	介護専用型特定施設 入居者生活介護	0	0	0	0	0
	混合型特定施設 入居者生活介護	1,497 (2,138)	1,497 (2,138)	1,562 (2,230)	1,582 (2,259)	85 (121)
	計	1,497 (2,138)	1,497 (2,138)	1,562 (2,230)	1,582 (2,259)	85 (121)
県南西部	介護専用型特定施設 入居者生活介護	30	30	30	30	0
	混合型特定施設 入居者生活介護	1,559 (2,227)	1,559 (2,227)	1,608 (2,297)	1,608 (2,297)	49 (70)
	計	1,589 (2,257)	1,589 (2,257)	1,638 (2,327)	1,638 (2,327)	49 (70)
高梁・新見	介護専用型特定施設 入居者生活介護	0	0	0	0	0
	混合型特定施設 入居者生活介護	62 (88)	62 (88)	69 (98)	69 (98)	7 (10)
	計	62 (88)	62 (88)	69 (98)	69 (98)	7 (10)
真庭	介護専用型特定施設 入居者生活介護	0	0	0	0	0
	混合型特定施設 入居者生活介護	28 (40)	28 (40)	28 (40)	28 (40)	0 (0)
	計	28 (40)	28 (40)	28 (40)	28 (40)	0 (0)
津山・勝英	介護専用型特定施設 入居者生活介護	0	0	0	0	0
	混合型特定施設 入居者生活介護	269 (383)	269 (383)	269 (383)	269 (383)	0 (0)
	計	269 (383)	269 (383)	269 (383)	269 (383)	0 (0)
県計	介護専用型特定施設 入居者生活介護	30	30	30	30	0
	混合型特定施設 入居者生活介護	3,415 (4,876)	3,415 (4,876)	3,536 (5,048)	3,556 (5,077)	141 (201)
	計	3,445 (4,906)	3,445 (4,906)	3,566 (5,078)	3,586 (5,107)	141 (201)

※「混合型特定施設入居者生活介護」の括弧内の数は、混合型特定施設入居者生活介護の事業が行われる特定施設の入居定員の総数を参考として示したものであり、必要利用定員総数を70%（推定利用定員の算出係数：入居定員に対する要介護者の推定割合）で除して得られる数

※「現在の利用定員総数」には、第7期計画分として令和2（2020）年度までに整備に着手し、令和3（2021）年度以降に指定する見込のものを含む。

※「必要利用定員総数」には、介護療養型医療施設及び医療療養病床からの転換に伴う利用定員の増加分を含まない。

また、養護老人ホームが特定施設入居者生活介護を行う場合の利用定員（令和2（2020）年度現在792床指定）は含まない。

【広域型施設・居住系サービスの年度別整備目標数（圏域別）】

○「必要入所（利用）定員総数」に含むもの

※これを超える定員増については、指定等をしない。（いわゆる「総量規制」）

（単位：人）

圏域	区 分	第8期計画			計
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	
県南東部	介護老人福祉施設				
	介護老人保健施設				
	介護医療院				
	小計	0	0	0	0
	介護専用型特定施設入居者生活介護				
	混合型特定施設入居者生活介護		92	29	121
	計	0	92	29	121
県南西部	介護老人福祉施設				
	介護老人保健施設				
	介護医療院				
	小計	0	0	0	0
	介護専用型特定施設入居者生活介護				
	混合型特定施設入居者生活介護		70		70
	計	0	70	0	70
高梁・新見	介護老人福祉施設				
	介護老人保健施設				
	介護医療院				
	小計	0	0	0	0
	介護専用型特定施設入居者生活介護				
	混合型特定施設入居者生活介護		10		10
	計	0	10	0	10
真庭	介護老人福祉施設				
	介護老人保健施設				
	介護医療院				
	小計	0	0	0	0
	介護専用型特定施設入居者生活介護				
	混合型特定施設入居者生活介護				
	計	0	0	0	0
津山・勝英	介護老人福祉施設				
	介護老人保健施設				
	介護医療院				
	小計	0	0	0	0
	介護専用型特定施設入居者生活介護				
	混合型特定施設入居者生活介護				
	計	0	0	0	0
県計	介護老人福祉施設				
	介護老人保健施設				
	介護医療院				
	小計	0	0	0	0
	介護専用型特定施設入居者生活介護				
	混合型特定施設入居者生活介護		172	29	201
	計	0	172	29	201

※混合型特定施設入居者生活介護については、指定を受ける特定施設全体の入居定員である。必要利用定員総数に含まれるのは、入居定員に70%を乗じて得た数

## 〈参考〉「必要入所（利用）定員総数」に含まないものの整備見込（外数）

※介護療養型医療施設及び医療療養病床が介護保険施設等に転換する場合

※介護療養型老人保健施設が介護医療院に転換する場合

※養護老人ホームが特定施設入居者生活介護に係る指定を受ける場合

(単位：人)

圏域	区 分	第8期計画			計
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	
県南東部	介護老人福祉施設				
	介護老人保健施設				
	介護医療院			6	6
	小計	0	0	6	6
	介護専用型特定施設入居者生活介護				
	混合型特定施設入居者生活介護				
	計	0	0	6	6
県南西部	介護老人福祉施設				
	介護老人保健施設				
	介護医療院	111	84		195
	小計	111	84	0	195
	介護専用型特定施設入居者生活介護				
	混合型特定施設入居者生活介護				
	計	111	84	0	195
高梁・新見	介護老人福祉施設				
	介護老人保健施設				
	介護医療院				
	小計	0	0	0	0
	介護専用型特定施設入居者生活介護				
	混合型特定施設入居者生活介護				
	計	0	0	0	0
真庭	介護老人福祉施設				
	介護老人保健施設				
	介護医療院			11	11
	小計	0	0	11	11
	介護専用型特定施設入居者生活介護				
	混合型特定施設入居者生活介護				
	計	0	0	11	11
津山・勝英	介護老人福祉施設				
	介護老人保健施設				
	介護医療院	42	16		58
	小計	42	16	0	58
	介護専用型特定施設入居者生活介護				
	混合型特定施設入居者生活介護				
	計	42	16	0	58
県計	介護老人福祉施設				
	介護老人保健施設				
	介護医療院	153	100	17	270
	小計	153	100	17	270
	介護専用型特定施設入居者生活介護				
	混合型特定施設入居者生活介護				
	計	153	100	17	270

※混合型特定施設入居者生活介護については、指定を受ける特定施設全体の入居定員

## 2 地域密着型の施設及び居住系サービスの必要利用定員総数

市町村は、市町村介護保険事業計画において、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護それぞれの必要利用定員総数を定めています。これを超える定員増については、市町村は、指定をしないことができます。

【年度別必要利用定員総数（市町村別）】

(単位：人)

区分	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護				認知症対応型共同生活介護				地域密着型特定施設入居者生活介護			
	R2年度 (2020) 現在	第8期計画			R2年度 (2020) 現在	第8期計画			R2年度 (2020) 現在	第8期計画		
		R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)		R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)		R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
岡山市	957	957	957	986	1,744	1,744	1,744	1,780				
玉野市	87	87	87	87	234	234	252	252				
備前市	127	127	127	127	71	71	71	71				
瀬戸内市					81	81	81	81				
赤磐市	29	29	29	29	72	72	72	72				
和気町					81	81	81	81				
吉備中央町					36	36	36	36				
県南東部圏域	1,200	1,200	1,200	1,229	2,319	2,319	2,337	2,373				
倉敷市	468	468	468	497	1,344	1,344	1,344	1,362	58	58	87	87
笠岡市	49	49	49	49	162	162	171	171				
井原市	49	49	49	49	153	153	153	153				
総社市	29	29	29	29	165	165	165	165				
浅口市					45	54	54	54				
早島町					18	18	18	18				
里庄町					63	63	63	63				
矢掛町	20	20	20	20	36	36	36	36				
県南西部圏域	615	615	615	644	1,986	1,995	2,004	2,022	58	58	87	87
高梁市	86	86	86	86	117	117	117	117				
新見市					99	108	108	108				
高梁・新見圏域	86	86	86	86	216	225	225	225				
真庭市	141	145	145	145	135	135	135	135	20	20	20	20
新庄村												
真庭圏域	141	145	145	145	135	135	135	135	20	20	20	20
津山市					324	324	324	324	111	111	111	111
美作市	45	45	45	45	126	126	126	126				
鏡野町	29	29	29	29	108	108	108	108				
勝央町					36	36	36	36				
奈義町	20	20	20	20	27	27	27	27				
西粟倉村												
久米南町					18	18	18	18				
美咲町	65	65	65	65	54	54	54	54				
津山・勝英圏域	159	159	159	159	693	693	693	693	111	111	111	111
合計	2,201	2,205	2,205	2,263	5,349	5,367	5,394	5,448	189	189	218	218

※現在の利用定員総数には、第7期計画分として令和2(2020)年度までに整備に着手し、令和3(2021)年度以降に指定する見込のものを含む。



## 【年度別整備目標数（市町村別）】

(単位：人)

区分	地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活介護				認知症対応型 共同生活介護				地域密着型 特定施設入居者生活介護			
	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	計	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	計	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	計
岡山市			29	29			36	36				
玉野市						18		18				
備前市												
瀬戸内市												
赤磐市												
和気町												
吉備中央町												
県南東部圏域			29	29		18	36	54				
倉敷市			29	29			18	18		29		29
笠岡市						9		9				
井原市												
総社市												
浅口市					9			9				
早島町												
里庄町												
矢掛町												
県南西部圏域			29	29	9	9	18	36		29		29
高梁市												
新見市					9			9				
高梁・新見圏域					9			9				
真庭市	4			4								
新庄村												
真庭圏域	4			4								
津山市												
美作市												
鏡野町												
勝央町												
奈義町												
西粟倉村												
久米南町												
美咲町												
津山・勝英圏域												
合計	4		58	62	18	27	54	99		29		29

### 3 個室・ユニット型施設の整備

入所者一人ひとりの意思や人格を尊重し、生活が連続したものとなるよう配慮しながら、個性や生活のリズムに沿い、他人との人間関係を築き日常生活を営める環境の整備を促進するため、市町村と連携して、介護老人福祉施設等の新設や大規模改修、改築等において、従来型施設に対するニーズ等にも配慮しつつ、個室やユニット型施設（個室）の整備を進めます。

入所者の生活を中心においたユニットケアの推進のためには、適切な建物（ハード）の整備に加え、施設に従事する職員の資質向上が必要不可欠であり、今後の社会の変化や、更なる高齢社会の進展、ユニットケアを提供する施設を取り巻く環境の変化等も視野に入れた、望まれる人材の育成を進めます。

【「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する基本方針（令和2年厚生労働省告示第29号）」において示されたユニット型施設の入所定員の割合の目標】

施設の区分	令和7(2025)年度までの達成目標
介護保険施設及び地域密着型介護老人福祉施設	50%
うち介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設	70%

【ユニット型施設（個室又は個室的多床室）の入所定員の推移】

(単位：人)

		H17年 (2005)	H20年 (2008)	H23年 (2011)	H26年 (2014)	H29年 (2017)	R2年 (2020)	
介護老人福祉施設	入所定員計	7,454	8,142	8,411	8,908	9,673	9,818	
	ユニット型	496	1,644	2,098	2,605	3,470	3,630	
介護老人保健施設	入所定員計	5,691	5,828	6,131	6,324	6,595	6,612	
	ユニット型	0	170	253	293	373	570	
介護医療院	入所定員計	—	—	—	—	—	496	
	ユニット型	—	—	—	—	—	63	
介護療養型医療施設	入所定員計	2,068	1,322	1,046	814	612	402	
	ユニット型	0	0	0	0	0	0	
地域密着型 介護老人福祉施設	入所定員計	—	230	627	1,368	1,724	2,114	
	ユニット型	—	145	517	1,248	1,602	1,963	
合 計	入所定員計 ①	15,213	15,522	16,215	17,414	18,604	19,442	
	ユニット型 ②	496	1,959	2,868	4,146	5,445	6,226	
ユニット型の入所定員の割合 (②/①)		3.3%	12.6%	17.7%	23.8%	29.3%	32.0%	
再 掲	介護老人福祉施設 ・地域密着型介護 老人福祉施設	入所定員計 ③	7,454	8,372	9,038	10,276	11,397	11,932
		ユニット型 ④	496	1,789	2,615	3,853	5,072	5,593
	ユニット型の入所定員の割合 (④/③)	6.7%	21.4%	28.9%	37.5%	44.5%	46.9%	

※各年4月1日現在

#### 4 必要性の高い者の優先的な入所の確保

平成27(2015)年4月以降、介護老人福祉施設と地域密着型介護老人福祉施設への入所が原則要介護3以上の者に限定されるとともに、やむを得ない事情により居宅で日常生活を営むことが困難な要介護1又は2の者に、市町村の適切な関与の下、特例的な入所が認められたことから、平成27(2015)年2月に「岡山県指定介護老人福祉施設等入所指針」の一部を改正し、適正な運用を進めています。